

議案第19号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和4年3月25日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

不妊治療のための休暇制度を導入することに伴い一部規則を改正する必要性が生じたため、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項ただし書中「すべて」を「全て」に改める。

第17条の次に次の1条を加える。

（不妊治療のための休暇）

第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。

2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、1日又は1時間を単位として、5日（体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日）の範囲内で必要と認められる期間承認する。

3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、不妊治療のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。

4 不妊治療のための休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。

5 1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した不妊治療のための休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。

6 教育委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。

第23条第4項ただし書及び第5項、第29条の2第3項ただし書及び第4項、第29条の3第3項ただし書及び第4項並びに第30条第12項ただし書中「すべて」

を「全て」に改める。

第32条の2中「第18条から第20条まで」を「第17条の2から第20条まで」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (年次有給休暇の単位)</p>	<p>○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則 平成12年3月31日世教委規則第10号 (年次有給休暇の単位)</p>
<p>第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>全て</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。 3 (略) (公民権行使等休暇)</p>	<p>第12条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の年次有給休暇は、1時間を単位として与える。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>すべて</u>について、年次有給休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として与えることができる。 3 (略) (公民権行使等休暇)</p>
<p>第17条 (略) <u>(不妊治療のための休暇)</u> <u>第17条の2 不妊治療のための休暇は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合の休暇とする。</u> <u>2 不妊治療のための休暇は、1会計年度において、1日又は1時間を単位として、5日(体外受精及び顕微授精に係るものである場合にあっては、10日)の範囲内で必要と認められる期間承認する。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の不妊治療のための休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間全てについて、不妊治療のための休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位と</u></p>	<p>第17条 (略) <u>(新設)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>して承認することができる。</u></p> <p>4 <u>不妊治療のための休暇の残日数の全てについて請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の全てを承認することができる。</u></p> <p>5 <u>1時間を単位として承認した不妊治療のための休暇（勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、第3項ただし書に規定する時間数を単位として承認した不妊治療のための休暇を含む。）を日に換算する場合は、7時間45分（育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員にあっては、その者の1日当たりの平均勤務時間（5分未満の端数があるときは、これを切り上げて5分単位にした時間））をもって1日とする。</u></p> <p>6 <u>教育委員会は、不妊治療のための休暇を承認するときは、不妊治療に係る通院等をすることを確認することができる証明書等の提出を求めることができる。</u></p>	
<p>（出産支援休暇）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出産支援休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>全て</u>について、出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>5 出産支援休暇の残日数の<u>全て</u>について請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>全て</u>を承認することができる。</p>	<p>（出産支援休暇）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 前項ただし書の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の出産支援休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間<u>すべて</u>について、出産支援休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。</p> <p>5 出産支援休暇の残日数の<u>すべて</u>について請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の<u>すべて</u>を承認することができる。</p>

改正後	改正前
6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)
(子の看護休暇)	(子の看護休暇)
第29条の2 (略)	第29条の2 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間 <u>全て</u> について、子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。	3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の看護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間 <u>すべて</u> について、子の看護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
4 子の看護休暇の残日数の <u>全て</u> について請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>全て</u> を承認することができる。	4 子の看護休暇の残日数の <u>すべて</u> について請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>すべて</u> を承認することができる。
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
(短期の介護休暇)	(短期の介護休暇)
第29条の3 (略)	第29条の3 (略)
2 (略)	2 (略)
3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の短期の介護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間 <u>全て</u> について、短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。	3 前項の規定にかかわらず、勤務日ごとの正規の勤務時間の時間数が同一でない育児短時間勤務職員等及び再任用短時間勤務職員の子の短期の介護休暇は、1時間を単位として承認する。ただし、勤務日の正規の勤務時間 <u>すべて</u> について、短期の介護休暇の請求があった場合には、当該勤務日の正規の勤務時間の時間数を単位として承認することができる。
4 短期の介護休暇の残日数の <u>全て</u> について請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>全て</u> を承認することができる。	4 短期の介護休暇の残日数の <u>すべて</u> について請求があった場合において、当該残日数に1時間未満の端数があるときは、当該残日数の <u>すべて</u> を承認することができる。

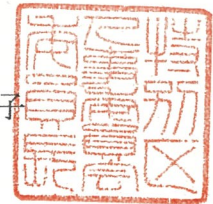
改正後	改正前
5 (略)	5 (略)
6 (略)	6 (略)
7 (略)	7 (略)
(介護休暇)	(介護休暇)
第30条 (略)	第30条 (略)
2～11 (略)	2～11 (略)
<p>12 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の<u>全て</u>の正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</p>	<p>12 時間を単位とする介護休暇は、正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じ4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を限度として利用することができる。ただし、当該日の他の休暇（前条に規定するものを除く。）、職務専念義務の免除等及び当該介護休暇によりその日の<u>すべて</u>の正規の勤務時間について勤務しないこととなる場合には、当該日の当該介護休暇は承認しない。</p>
13～17 (略)	13～17 (略)
(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)	(再任用職員等に関する特別休暇等の特例)
<p>第32条の2 再任用職員等が、第16条、<u>第17条の2から第20条まで</u>、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p>	<p>第32条の2 再任用職員等が、第16条、<u>第18条から第20条まで</u>、第23条から第28条まで及び第29条の2から第30条の2までに規定する休暇を取得する場合において、退職以前にこれらの休暇を取得していたときは、以前に取得していた休暇と新たに取得する休暇とを通算して取り扱うものとする。任期の更新をしたときも、同様とする。</p>
<p><u>附 則</u> <u>この規則は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	



03 特人委給第 643 号
令和 4 年 3 月 15 日

世田谷区教育委員会 様

特別区人事委員会
委員長 中山 弘子



幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の
一部改正について（回答）

令和 4 年 3 月 10 日付 3 世教職第 1198 号により承認申請のあった下記規則案について
承認します。

記

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則